

事業系一般廃棄物の減量について

荒川区のごみの約 2 割を占める事業系ごみについて、減量に向けた取組を強化する必要があります。

1 事務所への啓発

- 内部文書、事務の見直し等によるペーパーレス化を図る。
- 書類は最小限にし、印刷やコピーをする前に、必要性をチェックする。
- 両面印刷や複数ページ印刷で使用する枚数を減らす。
- 封筒類は工夫して再使用する。
- 分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの減量と分別排出の徹底を図る。
- 新聞・雑誌・段ボール等は、再生資源回収業者に引き渡す。
- 同じビルや近隣の事業所等と相談し、共同で再生資源回収業者へ回収を相談する。

2 飲食店・店舗への啓発

(飲食店)

- 割り箸の使用を控え、マイ箸を推奨する
- 繰り返し使えるリターナブル容器等を使用する。
- 生ごみの減量を図るため、以下の取り組みに努める。
 - ・ 消費期限切れを出さないように食材の仕入れや売り方を工夫する。
 - ・ 大盛や小盛などのメニューの選択を可能にし、食べ残しを減らす。
 - ・ 生ごみを捨てる前に水切りを行なう。

(小売店)

- 商品の過剰包装を控え、簡易包装を推進する。
- マイバッグの持参を呼びかけ、レジ袋の削減に努める。
- 割り箸などの使い捨て商品を減らす。
- 野菜や果物はバラ売りや量り売りを行い、区民が適量を購入できるように努める。
- 洗剤・シャンプー等は詰め替え製品を積極的に販売する。
- 新聞、雑誌、段ボール等は再生資源回収業者へ引き渡す。

3 事業用大規模建築物の排出指導

事業系ごみの減量に向けては、事業活動に携わる方々がそれぞれの立場で携わる必要があります。建物所有者（ビルオーナー）、廃棄物管理責任者、テナント・店舗の社員がそれぞれ協働・連携して取り組むことが重要です。そうした趣旨から、区は適正排出及びごみ減量をより一層進めるに当たって、優れた取り組みを行なっている事業用大規模建築物の所有者やの廃棄物管理責任者等を区報やホームページ等で紹介あるいは顕彰するなどの検討が必要です。